

コロナ禍での除却活動について

2021年1月に新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急事態宣言が発令されました。除却活動については引き続き、マスクの着用や「3密」を避ける等の感染防止対策を十分に行って活動するようお願いいたします。

除却協力員の皆様の継続意思確認を実施します

来年度以降も除却協力員として活動を続けていただけるかの意思確認を実施いたします。別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送ください。

提出締切 令和3年(2021年)3月19日

皆様のご意見をお寄せください

日頃、除却活動を行っていく中で、本活動に関する改善案やご不便など何か感じたことがあれば、まちなみ景観課までご連絡ください。今後の制度運用の参考とさせていただくとともに、必要な情報を協力員の皆様へ共有させていただきます。

4月から

ペンチを配布します

協力員さんからのご要望を受けて、針金を切断するためのペンチを配布いたします。受け取りをご希望の方はまちなみ景観課窓口までお越しください。数に限りがありますので、事前にお電話等でお問い合わせください。なお、配布は4月からを予定しております。

いつでも

腕章と身分証ホルダーの交換ができます

まちなみ景観課では「腕章」や「身分証ホルダー」を配布しています。除却活動の中で汚れたり壊れてしまった場合は、新しいものと交換いたしますので、お気軽にご連絡ください。

令和3年
3月から

【65歳以上の協力員の皆様へ】

八王子市高齢者ボランティア・ポイント制度と連携します！

八王子市高齢者ボランティア・ポイント制度とは

高齢者の皆さんが、ボランティア活動を通じて積極的に社会参加をし、介護予防につなげていただくことを奨励・支援するための制度です。（高齢者いきいき課の事業です。）

除却実績がお買い物券等に交換できる

高齢者ボランティア・ポイント制度では、ボランティア活動の実績にスタンプを付与し、たまったスタンプを現金やお買物券等に交換しています。

まちなみ景観課の「違反屋外広告物除却協力員制度」も高齢者ボランティア・ポイント制度に参加することが決定し、「1日の貼り紙の除却枚数」に応じてスタンプが付与されることとなります。



スタンプの獲得について

- 高齢者ボランティア・ポイント制度に登録する。

高齢者いきいき課の説明会に参加する必要があります。説明会に関するお問い合わせは
高齢者いきいき課 までお願いします。

- 1日の活動として、貼り紙を20枚除却する。
- 除却した貼り紙を、まちなみ景観課へ持ち込むとスタンプが獲得できます。

高齢者ボランティア・ポイント制度の対象となる活動は他にもあります。これを機にいろいろな活動に参加してみたいかがでしょうか。

<ご注意>

- ・対象者は65歳以上（要介護・要支援認定者、事業対象者を除く）の協力員のみとなります。
- ・スタンプ付与には様々なルールがあります。詳しくは同封した「スタンプ獲得の手順（緑色のチラシ）」をご確認ください。
- ・高齢者ボランティア・ポイント制度は高齢者いきいき課の事業となります。制度全体についてのお問い合わせは高齢者いきいき課までお願いします。

八王子市福祉部 高齢者いきいき課 電話:620-7243 FAX:623-6120

スタンプ獲得の手順

まちなみ景観課では「貼り紙」の除却実績に対して八王子市高齢者ボランティア・ポイント制度(以下、「ポイント制度」という。)に基づくスタンプを付与します。

1 ポイント制度に登録する

高齢者いきいき課の主催する説明会に参加する必要があります。
詳細は高齢者いきいき課までお問い合わせください。

八王子市福祉部 高齢者いきいき課
電話:620-7243 FAX:623-6120

2 貼り紙を1日で20枚以上除却する

<ご注意ください>

1日で20枚を除却する必要があります。

複数日の実績を合算することはできません。

3 除却した貼り紙を市役所まちなみ景観課に持ち込む

・八王子市役所本庁舎5階
まちなみ景観課窓口まで
お越しください。

・『ゆめおりすたんぷ帳』
を忘れずにお持ちくださ
い。

・『違反広告物除却報告書』を提出してください。窓口で活動日を確
認いたします。

・一度に複数日分持ち込むことも可能です。

まちなみ整備部まちなみ景観課 宛て (第1号様式)
電話 620-7267 違反広告物除却報告書
FAX 626-3616
メールアドレス
b132300@city.hachioji.tokyo.jp

除却日	除却場所	区分	除却箇所		数量	枚数
			会社名・店名	掲載番号		
月 日	街	立寄壁・貼り札 ・貼り紙・その他				立寄・立懸 ・不動態・その他
月 日	街	立寄壁・貼り札 ・貼り紙・その他				立寄・立懸 ・不動態・その他
月 日	街	立寄壁・貼り札 ・貼り紙・その他				立寄・立懸 ・不動態・その他
月 日	街	立寄壁・貼り札 ・貼り紙・その他				立寄・立懸 ・不動態・その他
月 日	街	立寄壁・貼り札 ・貼り紙・その他				立寄・立懸 ・不動態・その他

備考(確認事項など)

裏面へ続きます

つづき



4

まちなみ景観課窓口で「ゆめおりすたんぷ帳」にスタンプを押してもらう

- ・1日の活動に付与できるスタンプの数は2個までです。
- ・除却活動以外のボランティア活動もあわせて、スタンプは2個までとなりますのでご注意ください。

<例> ある日の活動

貼り紙を20枚除却 → スタンプ1個

貼り紙を40枚除却 → スタンプ2個

貼り紙を60枚除却 → スタンプ2個

他の活動
+
貼り紙を40枚除却 } → スタンプ2個



- ◆ たまったスタンプは、年に1回、数に応じてお買物券等と交換できます。
- ◆ お買物券等との交換は高齢者いきいき課が行います。
(まちなみ景観課では行えません。)
- ◆ 交換時期は例年、翌年度の4月以降となります。
(詳細は高齢者いきいき課へお問い合わせください。)

○ポイント制度への参加は必須ではありません。

ご希望の方のみご参加ください。

○また、本制度は65歳以上(要介護・要支援認定者、事業対象者を除く)の方のみが対象となりますので、ご注意ください。

八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課

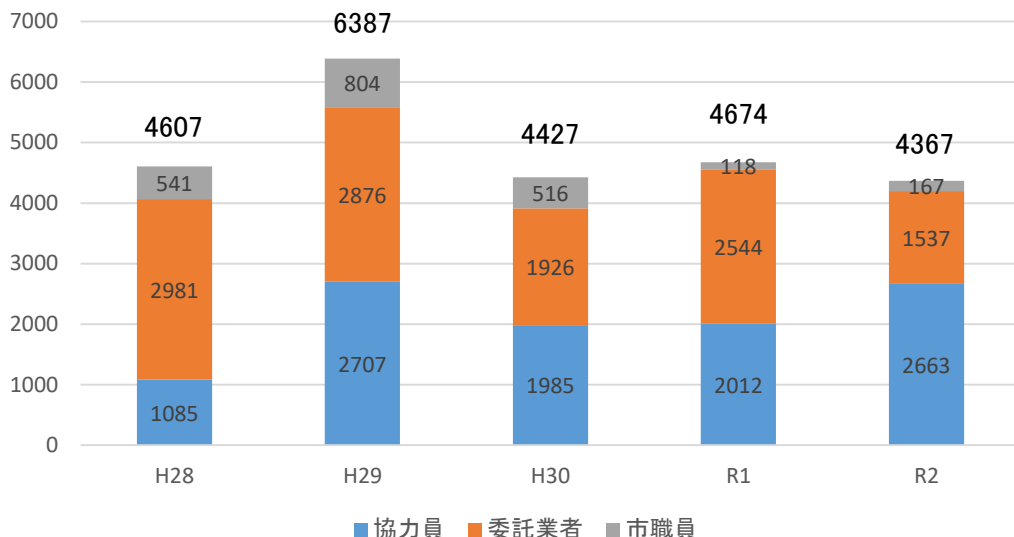
TEL:620-7267 FAX:626-3616

Mail: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

今回のニュースレターは、協力員を昨年度で辞退された方にもお送りしています。次号からは、今年度も協力員を継続された方にのみお送りします。

昨年度は、4,367枚を除却！

昨年度除却した枚数は、総数**4,367枚**にのびりました。そのうち、皆様に除却していただいた捨て看板は、**2,663枚**にのびります(全体の60.9%)。市内の違反屋外広告物の数は皆様のご協力により昨年度と比べ減少しておりますが、今後も皆様のご協力が必要です。引き続き今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



新しい身分証を交付します

今年度、継続の意思表示をしていただいた皆様には、「違反屋外広告物除却協力員身分証」を同封いたしました。活動の際には必ず携帯して頂きますようお願いいたします。

また、4月より針金を切断するためのペンチを配布しています。受け取りをご希望の方はまちなみ景観課窓口までお越しください。

※窓口にお越しいただく際は、混雑防止のため、事前にお電話等でお問い合わせください。

ボランティア保険について

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をお願いしておりますが、万が一に備えてボランティア保険に加入しております。補償内容及び上限金額の概要は下表の通りになります。

補償内容	補償上限額
死亡補償	1,000万円
入院補償(1日当たり)	6千円
通院補償(1日当たり)	3千円

コロナ禍での除却活動について

緊急事態宣言中は、除却活動を自粛して頂きますようお願いいたします。

なお、宣言解除後は引き続き、マスクの着用や「3密」を避ける等の感染防止対策を十分に行って活動するようお願いいたします。

事務所・市民センターへの持込みにおけるご配慮について

除却していただいた違反広告物は、市役所本庁舎や地域事務所、市民センター等に持ち込んでいただいております。

新型コロナウイルスの流行が続く中で、受け入れ施設においては消毒等の対応を懸命に行っております。違反広告物を持ちこまれる皆様においても、**衛生管理については特段のご配慮をいただき**、持ち込みの際は、施設職員の指示に従ってください。

※「緊急事態宣言」の発出により、受け入れ施設の開庁状況が通常と異なる場合がございます。持ち込みの際は、事前に施設へご確認ください。

2月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、103名の方々からお返事をいただき、96名の継続の意思表示をいただきました。

協力員を辞退された皆様におかれましては、今まで除却活動にご協力いただき、誠にありがとうございました。職員一同感謝申し上げます。

まだ提出されていない方々につきましても、お便りをお待ちしております。

除却協力員地域人数

中央地域	
町名	人数(人)
千人町	4
明神町	2
平岡町	2
中町	1
台町	1
大和田町	1
中野町	2
田町	1
横山町	1
子安町	2
三崎町	1
中野山王	1
中野上町	1
元本郷町	1

北部地域	
町名	人数(人)
小宮町	5
宇津木町	7
大谷町	4
石川町	6
久保山町	2
左入町	3
丹木町	2
滝山町	2
丸山町	1
戸吹町	1
加住町	1

西部地域	
町名	人数(人)
西寺方町	3
檜原町	3
川町	1
大楽寺町	1
叶谷町	1
川口町	1

東南部地域	
町名	人数(人)
北野台	6
片倉町	3
絹ヶ丘	1
北野町	1
打越町	1

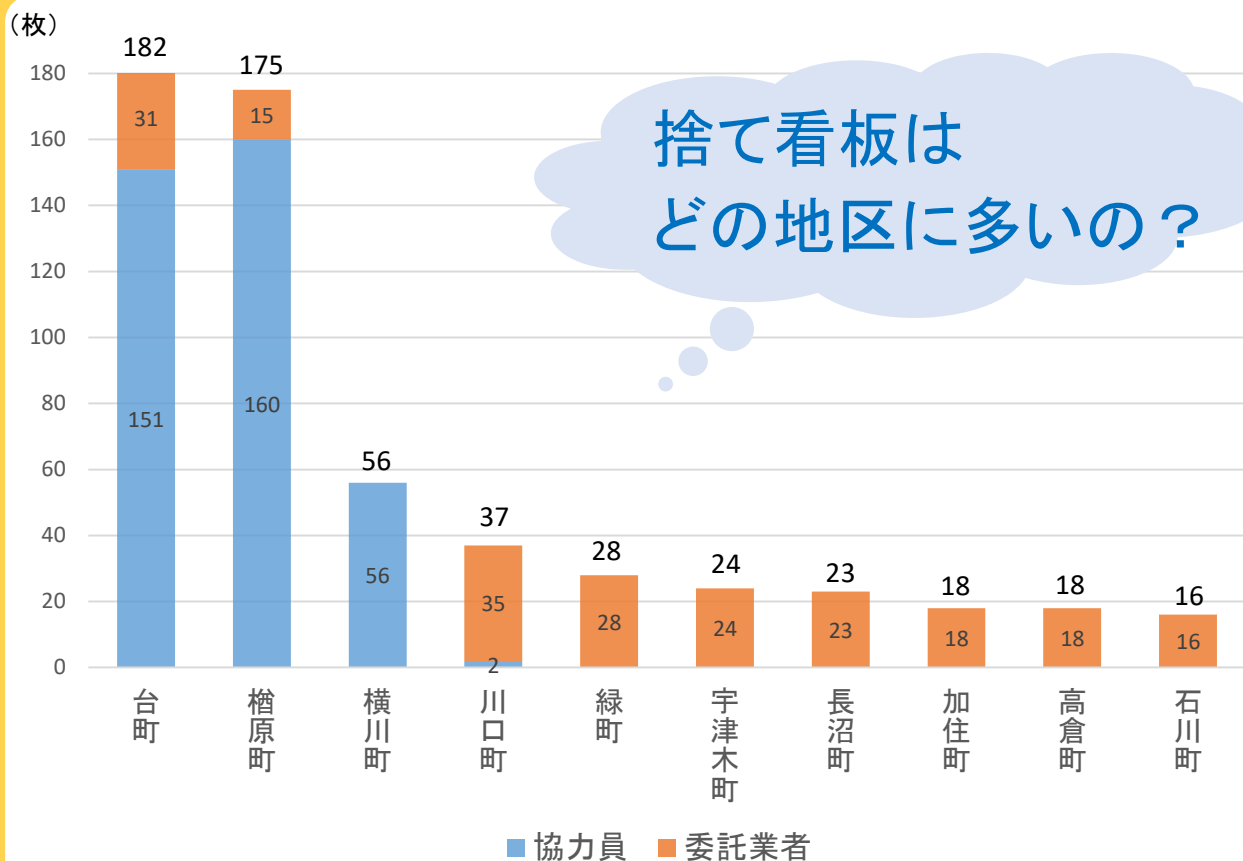
西南部地域	
町名	人数(人)
散田町	3
長房町	3
高尾町	1
東浅川町	2
めじろ台	1
南浅川町	1

東部地域	
町名	人数(人)
南大沢	3
松木	1
下柚木	1
別所	1
堀之内	1
南陽台	1

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

残暑お見舞い申し上げます。涼しい季節が待ち遠しい今日この頃、皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。



除却協力員の方から、「捨て看板はどの地区で多く発見されているの？」という質問をいただきました。そこで、今年4月～7月末までの除却報告をもとに、地区ごとの除却枚数を集計いたしました。集計結果では**台町**、**檜原町**での除却枚数が多く、要因として一度にたくさんの広告が掲出されていることが考えられます。

一方で、これまでの除却活動の効果で、「自分の地区には捨て看板を見かけなくなった」という声もいただいております。皆様のご協力のおかげです。ありがとうございます。

※グラフは除却枚数の多い上位10地域を表示しています。

※その他の地域 (単位 枚)

散田町21、大和田町14、子安町13、上野町10、元八王子町・寺町各8、片倉町7、山田町6、明神町・中野上町各5、四谷町・小比企町3、犬目町・旭町・南大沢・八木町・打越町各2、小宮町・万町・三崎町・東町各1

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の適正化を一層推進するため、国土交通省が9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」としています。この期間中は全国各地において、違反広告物を是正するパトロールなど、企業や国民に対して意識啓発を図る取組が行われます。市では、「広報はちおうじ」への掲載やポスターの掲示などで市民の皆さんへ周知をしています。コロナ禍ではありますが、この期間中の屋外広告物の適正化にご協力をよろしくお願いいたします。

※なお、緊急事態宣言中の場合は除却活動の自粛をお願いいたします。

除却協力員を募集しています

除却協力員を随時募集しています。「八王子市違反広告物除却協力員のしおり」を用いた簡単な制度説明ののち、後日身分証と腕章を交付致します。皆様の周りでも登録を希望される方がいらっしゃいましたら、まちなみ景観課までご連絡ください。

■65歳以上の方へ

高齢者ボランティア・ポイント制度の対象となります。是非ご登録ください！



身分証



腕章

事務所・市民センターへの除却物の持込みについて

地域事務所、市民センター等受け入れ施設においては、新型コロナウイルスの感染対策を懸命に行っております。除却していただいた違反広告物を持ち込んでいただく際は、**施設職員の指示に従い、以下の点についてご配慮をお願いします。**

- 衛生管理について配慮し、袋などに入れて持ち込んでください。
- 運搬の途中で袋が破れてしまうことがあるため、大きさに余裕のある袋に入れてください。
- 量が多いときは大きさごとに小分けにしてください。
- 施設職員から保管場所まで除却物を運ぶよう依頼されたときは、対応をお願いします。
- 貼り紙以外の違反広告物(広告旗、立看板など)は持ち込まず、見つけたら、まちなみ景観課にご連絡ください。

夏季の活動では
熱中症にご注意ください！



編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp



事務所・市民センターへの 持込用ごみ袋を配付します！

違反屋外広告物除却協力員の活動に御理解御協力をいただき、ありがとうございます。
協力員の皆様からの声を受けて、令和4年4月から地域事務所・市民センターへの持込用ごみ袋の配付を開始します。

ご希望の方は、まちなみ景観課までお問い合わせください。



配付方法

まちなみ景観課 窓口にて配付
初回のみ身分証明書に同封します。
※来庁の際は身分証明書をご持参ください。
※月に一度、2枚までの配付とします。

申込方法

お電話またはメールにて、事前にご連絡をお願いします。
※住所、氏名、連絡先、協力員番号をお知らせください。

コロナ渦での除却活動について

感染力が強いオミクロン株の急速拡大により、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しています。引き続き、マスクの着用や「3密」を避ける等の感染防止対策を十分に行って活動するようお願いいたします。

除却協力員の継続のお願い

令和4年度も引き続き除却協力員として活動を続けていただけるかどうかの意思確認を行います。別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送ください。

提出締切 令和4年(2022年)3月4日(金)

高齢者ボランティア・ポイント制度に登録されている方へ

令和3年度の活動報告は、令和4年4月上旬までをお願いいたします。その際は、令和3年度のスタンプ帳をご持参ください。

■市内在住・65歳以上の方へ

違反屋外広告物除却活動は「高齢者ボランティア・ポイント制度」の対象です。

1日の貼り紙の除却枚数に応じてスタンプが付与されます。ぜひ参加をご検討ください。

※制度への登録には、高齢者いきいき課(042-620-7243)開催の説明会へ参加が必要です。詳しくは高齢者いきいき課へお問い合わせください。



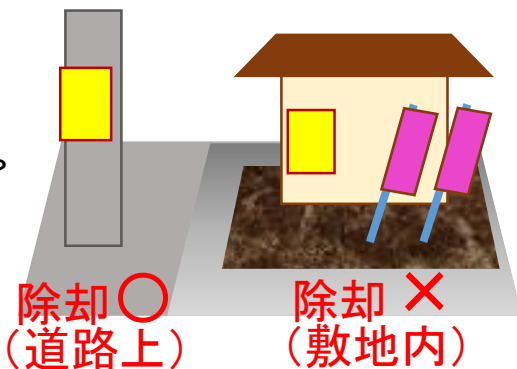
引き続きペンチを配付しています

令和3年4月より、捨て看板の針金を切断するためのペンチを配布しています。受け取りを希望する方は、事前にご連絡のうえ、市役所5階まちなみ景観課までお越しください。

協力員の声

Q1 建売住宅の敷地内の貼り紙はとってもいいの？

A1 住宅の敷地内に掲出している貼り紙の除却はできません。電柱などの道路上に掲出している貼り紙の除却をお願いします。



Q2 除却が難しい貼り紙はどうしたらいいの？

A2 最近の捨て看板の傾向として、電柱の高い位置に貼ってあるものや、粘着力が高くはがしにくいものが増えているとのことです。貼り紙は無理にはがそうとはせず、安全な活動をお願いいたします。

本年度も大変お世話になりました。今後とも本市の景観向上にご理解とご協力をお願いいたします。

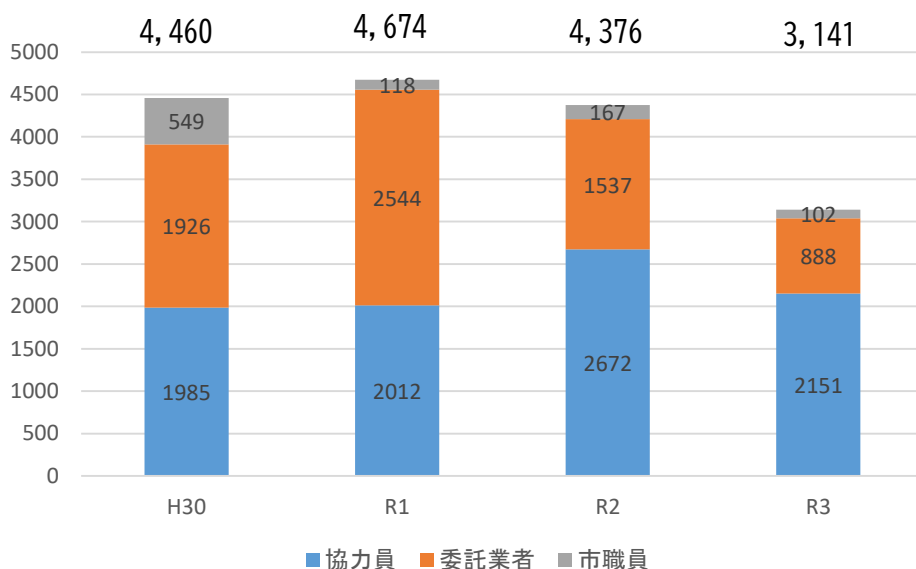
編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL: 042-620-7267 FAX: 042-626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp



昨年度は、3,141枚を除却！

昨年度除却した枚数は、総数**3,141**枚でした。そのうち、皆様に除却していただいた捨て看板は、**2,151**枚にのぼります(全体の68.4%)。市内の違反屋外広告物の数は皆様のご協力により昨年度と比べ減少しておりますが、今後も皆様のご協力が必要です。今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



暑さ対策グッズを同封します

昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。新型コロナウイルスの感染拡大により一年延期の開催となりましたが、世界中から一流のアスリートが集まり、その活躍に感動と勇気をいただきました。

当初、観客向けに暑さ対策の準備が進められていたところですが、ほとんどの競技が無観客での開催となったことから、暑さ対策グッズを各区市町村の事業で利活用することとなりました。

協力員の皆さんにはネッククーラーを配付いたします！

夏季の除却活動にぜひご利用ください。



腕章と身分証ホルダーの交換ができます



まちなみ景観課では「腕章」や「身分証ホルダー」を配布しています。

除却活動により汚れたり壊れてしまった場合は、新しいものと交換いたしますので、お気軽にご連絡ください。

ボランティア保険について

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をお願いしておりますが、万が一に備えてボランティア保険に加入しております。補償内容及び上限金額の概要は下表の通りになります。

補償内容	補償上限額
死亡・後遺障害補償	1,000万円
入院補償(1日当たり)	6千円
通院補償(1日当たり)	3千円

令和4年7月現在、102名の方に活動していただいております。

協力員の任期を「1年以内」から「3年以内」に変更したため、次回の継続の意思確認は令和7年の予定です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

除却協力員地域人数

中央地域	
町名	人数(人)
千人町	3
明神町	2
平岡町	2
中町	1
台町	1
大和田町	2
中野町	2
田町	1
横山町	1
子安町	1
三崎町	1
中野山王	1
中野上町	1
元本郷町	1
寺町	7
緑町	1

北部地域	
町名	人数(人)
小宮町	3
宇津木町	6
大谷町	3
石川町	4
久保山町	2
左入町	3
丹木町	2
滝山町	2
丸山町	1
戸吹町	1
加住町	1
市外	
市外	1(人)

西部地域	
町名	人数(人)
西寺方町	3
檜原町	3
元八王子町	3
川町	2
大楽寺町	1
叶谷町	1
式分方町	1
川口町	2

東部地域	
町名	人数(人)
南大沢	3
松木	1
下柚木	2
堀之内	1

西南部地域	
町名	人数(人)
散田町	2
長房町	3
高尾町	1
東浅川町	2
めじろ台	1
南浅川町	1

東南部地域	
町名	人数(人)
北野台	6
片倉町	3
絹ヶ丘	1
北野町	1
打越町	1